

「加西市住民票の写し等本人通知制度」に対する意見を募集

本人通知制度とは、住民票の写しまたは戸籍謄抄本などの証明書を、本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録をした人に対して、証明書を交付した事実を郵送により通知するものです。

証明書の交付事実を本人に通知することにより、不正請求を発見または抑止する効果が期待できます。

現在、加西市は、本制度の11月導入に向けて準備を進めています。この制度の条例（案）・概要について、皆さまの意見を次のとおり募集します。

公開資料	・加西市住民票の写し等本人通知制度に関する条例（案） ・本人通知制度の概要
閲覧場所	市民課（市役所1階・平日）、健康福祉会館、公民館、地域交流センター、図書館、市ホームページ
募集期間	8月17日（金）まで
提出方法	市ホームページまたは閲覧場所にある「意見用紙」に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、FAX、メールで下記まで応募してください。

【問合せ】 市民課・市民年金係 ☎④8720 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp

土地区画整理事業の施行地区となる区域を縦覧します

加西市は、北条町西高室土地区画整理事業の施行地区となる区域を縦覧します。

なお、施行地区となる区域内の宅地について、未登記の借地権を有する方は、借地権の種類及び内容等を書面で申告してください。詳細は市ホームページをご覧ください。

■縦覧期間／8月7日（火）～21日（火） 平日 8:30～17:15

■縦覧場所／都市計画課（市役所5階）

■申告方法／土地の所有者、借地権がある土地の登記簿登記事項、借地権の種類・内容を関係図書を添えて、土地所有者と連署して申告してください。

■申告期間／8月7日（火）～9月7日（金）



【問合せ】 都市計画課・都市計画係 ☎④8753 FAX④1998 toshi@city.kasai.lg.jp

市街化調整区域の特別指定区域制度を活用したまちづくりにご協力を

加西市は、市域の多くが開発を抑制する市街化調整区域に定められています。市街化調整区域の出身者が実家近くに住宅を構えられず、居住者が減少して、集落の活力が低下するなどの問題があらわれています。

このため、指定された区域内で建築制限が緩和され、地域に必要な構築物が建築できる特別指定区域制度を活用し、平成19年に市内104地区で「地縁者の住宅区域」の区域指定を行いました。

更なる地域の課題の解決に向けて、本年度の農業振興地域の区域見直しにあわせ、特別指定区域制度を活用した建築制限の緩和を図り、市街化調整区域内の土地の有効利用を進めていきますので、「地縁者の住宅区域」の区域拡大や、「新規居住者の住宅区域」の区域指定などのご希望があれば、9月28日（金）までに下記へ連絡ください。

他の特別指定区域のメニューなど、詳しい内容については、市ホームページをご覧ください。

【問合せ】 都市計画課・都市計画係 ☎④8753 FAX④1998 toshi@city.kasai.lg.jp

生ごみ処理機器の補助制度をご利用ください

加西市は、ごみの減量化に向け、家庭から出る生ごみを、生ごみ処理機器等を購入・設置して自家処理される家庭に補助金を交付しています。

家庭から排出される生ごみは年間2,100トンです。クリーンセンターの管理費、借入金の返済、ごみ運搬経費（家庭系ごみの収集経費）を含め、処理するのに約6,900万円の費用がかかります。

加西市内の約10%にあたる1,700世帯で生ごみ処理機器をご利用いただければ、年間約690万円の費用を減らすことができます。

生ごみ処理機器の購入補助制度をご利用いただき、生ごみの減量化・資源化、ごみ処理費用の削減にご協力ください。

■対象者／次のすべてを満たす方

- ①市内在住の方
- ②購入した機器を設置し、適正に維持管理できる方
- ③排出される堆肥や乾燥ごみを適正に処理できる方

■対象機器

コンポスター容器：土中に一部埋め込み、生ごみを堆肥化する容器

生ごみ処理容器：土を必要とせず屋内等で利用でき、微生物の投入により生ごみの醗酵を促進し堆肥化する容器

生ごみ処理機器：電動によりかき混ぜ、微生物等を投入し醗酵促進を行い、生ごみの分解、消滅、堆肥化を行う機器、または加熱、乾燥により減量化する機器

■補助金の金額

品名	規格	金額
コンポスター容器	100リットル以上	2,500円
生ごみ処理容器	—	購入金額の50%
生ごみ処理機器	能力1日または1回につき500グラム以上	購入金額の50%以内 限度額 30,000円



【問合せ】 環境整備課・ごみ対策係 ☎④8719 FAX④6269 kankyoseibi@city.kasai.lg.jp

兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）にご加入を

台風など全ての自然災害発生時に被害を受けた住宅などの再建・補修を次のとおり支援します。

対象災害	異常な自然現象により生じる、あらゆる自然災害（暴風、豪雨、洪水、地震、豪雪など）
共済負担金	年額5,000円／戸 ※加入初年度は月額500円（上限5,000円）
共済給付金	住宅が半壊以上の被害を受けた場合、次の金額を給付 再建・購入／600万円 補修／全壊200万円、大規模半壊100万円、半壊50万円 再建・購入・補修をしない場合／10万円
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入し、（公財）兵庫県住宅再建共済基金へ申し込んでください。 申込書は加西市危機管理課、加西郵便局、北播磨県民局にあります。

【問合せ】 （公財）兵庫県住宅再建共済基金 ☎078-362-9400 危機管理課 ☎④8751